

新しい荷印

—荷印の標準化、簡易化のために—

昭和 53 年 3 月

JASTPRO

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

財団法人日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）は、貿易手続 簡易化のひとつとして、貿易貨物の荷印について、標準化、簡略化の方策をまとめ、ここに発表することとなりました。

荷印を標準化、簡略化することにより、貨物の円滑な輸送と、誤りの減少に寄与し、荷印にかかる費用の削減ができることを確信致します。

関係者は、この小冊子「新しい荷印」に示された考え方則って実行されることを要望致します。

昭和53年3月31日

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

理事長 水 上 達 三

財団法人日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）は
大蔵省（関税局）、通商産業省（貿易局）、運輸省（大臣
官房情報管理部）の御指導の下、全貿易関係業界の協力
によって、貿易手続簡易化を推進している公益法人であ
ります。

新 し い 荷 印

——荷印の標準化簡易化のために——

目 次

まえがき	1
I . 新しい荷印の考え方	3
II . 新しい荷印の採用による効果	4
1 . 文字数を減らすことができる	
2 . 書類作成が楽になる	
3 . 荷印の目的、機能を十分果すことができる	
III . 荷印の組立て方	7
1 . スタンダード マーク	
(1)スタンダード マークの定義とその配列	
(2)スタンダード マークの表示方法	
2 . サブ マーク	
3 . 荷扱いに関するマーク	
(1)荷扱い指示マーク	
(2)危険物表示マーク	
IV . 荷印の書類上への記載	9
V . 荷印の貨物上の表示方法	10
1 . 荷印の記載箇所	
2 . 荷印の記載方法	
3 . 新しい荷印の記載例	

まえがき

国際貿易取引において、荷印は書類上および貨物上に記載されるものであって、書類および貨物の照合、確認のために、また、荷扱いのために重要な役割を果すものである。

現行の荷印を見ると、それは長い過去の慣習によって様々の要素が盛込まれ、その形式は種々雑多であって、一般的には極めて複雑なものとなっている荷印が多い。これでは荷印記載などの手間も多く、照合、確認に際する誤りも生じ易く、返って荷印本来の目的、機能を阻害する恐れが多い。

当日本貿易関係手続簡易化協会は、荷印本来の目的、機能を損うことなしに、荷印を簡略化することによって生み出される経済的効果の大きいことに着目し、この問題を取り上げ、税関、商社、船社、海貨、通関、検数、検量関係および関係機関の専門家10名による委員会に於て、2年余に亘る検討を行ってきた。

この検討にあたり、ひとつには、2万件の荷印の実例について、構成要素およびその組合せを調査したところ、荷印の構成要素は30種類に分類され、その組合せが実際に3,295種類にもなっていることがわかった。同時に要素の表現も、完全記載のものと、略記のもの両者が混在していた。

更に、荷印の設定にあたって、バイヤー、セラーの何れの意向が作用しているかについて1,000件のアンケート調査を行ったが、何等かの形でセラーの意向が反映しているものが、全体の86%もあり、バイヤーのみの意向で設定される荷印は14%にすぎないことがわかった。

また、同じ調査から荷印の標準化を望むものが63%あり、どちらでもよいと回答した人を加えると78%が荷印の改善に反対でないということを知ることができた。

両調査の解析から、荷印は、**バイヤー名、取引上の番号、仕向地、パッケージ番号、原産地名**の5種類の要素で構成すれば十分であるとの結論が得られた。この5要素で構成された荷印は、バイヤーおよびセラーの要求の大部分を満すことができるもので

あると共に、荷印の目的、機能をも完全に満すことができるものである。

この5要素で構成された荷印を新しく**スタンダード マーク**と呼ぶこととする。

スタンダード マークを中心とした荷印を用いれば、それによって大きな経済的効果が得られるとの確信を得ることができた。

一方、国際連合の欧洲経済委員会（ECE）の下部機構である貿易手続簡易化に関する会議においても、荷印の簡略化についての各国の関心が高まりつつあるので、この場を通して、お互に不必要なあるいは過多な要求を荷印に対して行わないようにという呼びかけの機運が醸成されようとしている。

この小冊子は、上記の検討から得られた新しい考え方による荷印について、一般個品貨物を例として、解説したものであって、荷印組立の指針になるものである。

わが国の貿易に關係する各界の担当者は、荷印の標準化、簡略化の趣旨を十分にわきまえて、自社だけでなく、相手方に対してもこの小冊子に示された方法に従った「新しい荷印」によって荷印を組立て、表示するように努めていただきたい。

また、官公庁等關係機関においても、業務の処理にあたってスタンダード マークのみで処理できるように配慮していただきたい。

新しい荷印によって、多大の無駄と手数を省くことができ、大きな効果がもたらされるものと期待するものである。

I . 新しい荷印の考え方

新しい荷印の基本的な考え方とは、荷印本来の目的、機能を損わないので、現行の複雑な荷印を必要最小限の単純なものとすることである。

それによって、荷印に要する無駄な費用と手間を削減することである。

新しい荷印は：—

1．荷印は、スタンダード マーク、サブ マークおよび荷扱いに関するマークに区分して考える。

2．スタンダード マークは指定された 5 種類の要素以内で組立て、原則として、これのみを関係書類に記載する。

スタンダード マークの要素は次のとおりとする。

バイヤー名、取引上の番号、仕向地、パッケージ番号、原産地

3．サブ マークは、将来に向って、できるだけ用いないようにする。但し、相手国或いはバイヤーの要請で、当面荷印として記載しなければならない事項についてはスタンダード マークと区別してサブ マークとする。

この場合にあっても、できるだけ貨物上の表示のみにとどめる。

4．荷扱いに関するマークは、貨物の性質、内容に応じて、これを使用する。

II. 新しい荷印の採用による効果

荷印は、本来貨物の迅速な確認と、円滑な輸送のために用いられるものであって、できるだけ単純なものでこの目的を達成することが望ましい。

ところが、現在の荷印は、かなり多くの事項が記載されていて、複雑で確認しにくいものが多い。

複雑な荷印は「能率向上、輸送の円滑化、費用の節減」に逆行し、返ってこれを阻害していることを、関係者は改めて深く認識するべきであろう。

具体例として、複雑な荷印の簡略化例と、それによる効果を示す。

複雑な荷印

JAPAN ASSOCIATION FOR SIMPLIFICATION
OF INTERNATIONAL TRADE PROCEDURES
BOMBAY INDIA
CONTRACT NO. 12345-77
IMPORT LICENCE NO. SA-100-77-35790
PACKAGE NO. 1-15
DESTINATION: BOMBAY INDIA
NET WEIGHT: 1000KGS
GROSS WEIGHT: 1300KGS
DIMENSIONS: 300CML×150CMW×200CMH
CONTRACTOR: STANDARD TRADING CO., LTD.
TOKYO JAPAN
MADE IN JAPAN

新しい荷印

JASTPRO
12345-77
BOMBAY
NO.1-15
MADE IN JAPAN

スタンダード マークを採用することにより

1. 文字数を減らすことができる

上記の例では複雑な荷印を簡略化することにより、277文字の荷印が僅か38文字となり、荷印のための費用をそれだけ節減することができる。

貨物1個当たりの節減費用は僅かでも、累計すれば個々の企業にとって大きな額となる。

2. 書類作成が楽になる

荷印は、下記のような貿易関係の広い範囲にわたって、官公庁、業界に關係があり、それら業界等において荷印は、インボイス、パッキングリスト、B/L等をはじめとして、少く見積っても30種類以上の多くの書類に記載されるものである。

荷印を簡略化することによって、書類への記載、転記、照合等の手間を軽減し、また誤記の機会を少くすることができる。

複雑な荷印によって発生しがちな誤記の事後訂正等は予想以上に手間と費用のかかるものである。

(関係する機関業界)

関 係 官 公 庁	倉 庫 業	港 湾 荷 役 業
貿 易 商 社	運 送 業	海 運 業
メ 一 カ 一	海運貨物取扱業	検 量 機 関
梶 包 業	通 関 業	検 数 機 関

3. 荷印の目的、機能を十分果すことができる

スタンダード マークは、荷印としての目的機能を十分満しているものであって、迅速で間違いない貨物の確認と、円滑な輸送を行うことができる。

複雑な荷印は、貨物の確認と仕分けを困難にし、間違いのもとになり易いものである。

以上の様にスタンダード マークの採用による荷印の簡略化は関係者にとって極めて有益である。

III. 荷印の組立て方

I. スタンダード マーク

(1)スタンダード マークの定義とその配列

貨物の出荷からバイヤーへの受渡しまでの輸送および荷捌きのため使用し、且つ貿易関係書類に記載される荷印をスタンダード マークと称する。

スタンダード マークの構成要素および記載順序は次の通りとする。

バイヤー名

取引上の番号

仕向地

パッケージ番号

原産地

(備考)

1. 荷印設定に際し、上記 5 要素のうち不要の項目を除いて組立てることができる。
2. コンテナにより輸送される貨物等で、荷印を必要としないものは省略しても差支えない。

(2)スタンダード マークの表示方法

- 1) バイヤー名　　完全表示をさけ、できるだけ略号または少ない文字数で表わすこと。
- 2) 取引上の番号　　インボイス番号、オーダー番号等のうち、最も必要と考えられるひとつを用いること。ORDER NO. 等の語および番号に附帯する年号日付の記載はさけること。
- 3) 仕向地　　名称は省略せずに完全に表示すること。経由地の必要な場合はこれを含む。
- 4) パッケージ番号　　NO. またはC/NO.等の符号を附して表示すること。
- 5) 原産地　　MADE IN JAPAN または PRODUCT OF JAPAN等と表示すること。

(注意事項)

1. 文字は大文字を用い、通常のタイプライターで打てない記号および手書きやゴム印を要する図型は避けること。
2. 2ヶ国語で表示せざるを得ない場合は横にカッコ書にて並記すること。

2. サブ マーク

荷印はスタンダード マークのみで組立てられることを原則とするが、仕向先国の規制や、バイヤー側での貨物の仕分け整理、分割配送等のため、要求があって記載せざるを得ない場合に附加される荷印をいう。

サブ マークの項目は出来る限り少く設定されることが望ましい。サブ マークを用いる場合にはスタンダード マークと区別して表示すること。

3. 荷扱いに関するマーク

貨物の性質上必要な場合に用いる荷印で、荷扱い指示マークと危険物表示マークに大別される。

(1)荷扱い指示マーク

貨物の取扱に関して、注意を喚起する事項を表示するものである。この使用は安易に考えられているきらいがあるが、貨物の性質、内容に応じて十分配慮して使用すること。

参考：JIS規格、ISO規格

(2)危険物表示マーク

運送上危険物とされているものについては、法令によって標札（ラベル）の貼付と品名等の表示が義務づけられている。

国内規則および外国規則に具体的に規定されているので、危険物表示の使用には十分注意を払うこと。

参考：危険物船舶運送および貯蔵規則

CFR(米国) Blue Book(英国)

IMCO IMDG Code

IATA Restricted Articles Regulations

Transport of Dangerous Goods (国連)

IV. 荷印の書類上への記載

1. 貿易関係書類に記載する荷印は、原則としてスタンダード マークのみを記載すること。
2. サブ マークは、できる限り書類上への記載をさけること。
ただし、サブ マークのうち、相手国の規制により書類上に記載を義務づけられているものについてはこの限りではない。
3. 荷扱いに関するマークは、書類上に記載しないこと。

V. 荷印の貨物上の表示方法

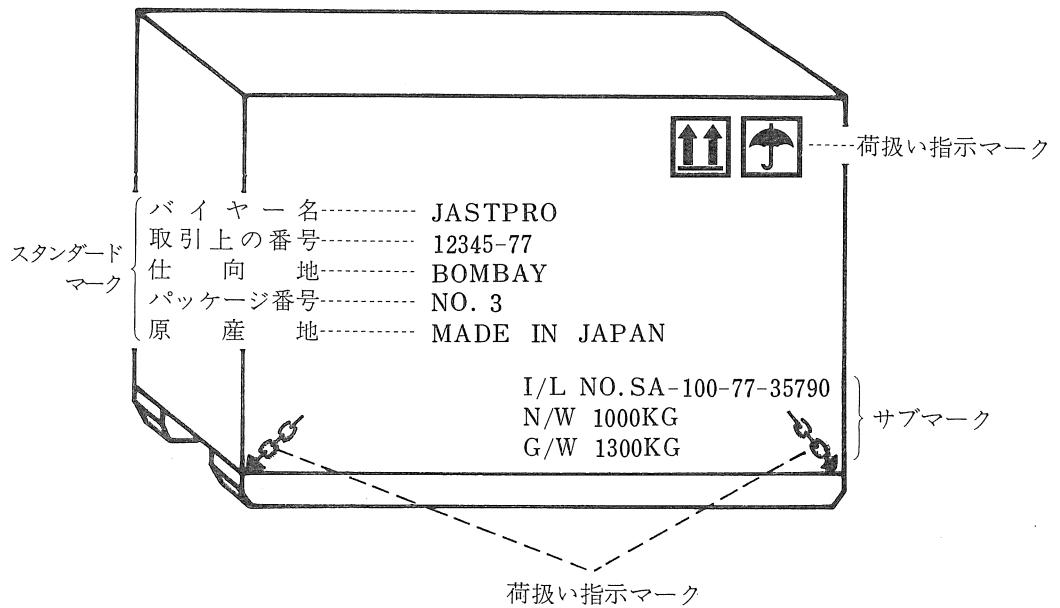
1. 荷印の記載ヶ所

- (1) スタンダード マークは貨物面のほぼ中央に記載すること。
- (2) サブ マークはスタンダード マークと混同されないように間隔をおくなどして表示すること。
- (3) 荷扱いに関するマークは貨物の形態、内容により、必要なマークを適当なところに記載すること。
- (4) 貨物が積重ねられたとき、少くとも 1ヶ所の荷印が見易いか、見い出し易いようにするため、角形の貨物では、原則として 2 側面、即ち横の面と縦の面、又は両方の横の面に荷印を表示すること。

2. 荷印の記載方法

- (1) スタンダード マークおよびサブ マークの文字は貨物の大きさに相応した読み易いものであること。
- (2) 荷印とまぎらわしいような荷印以外の文字、図形、色彩はできるだけ書かないこと。
- (3) 荷印は原則としてステンシル板を用いて明瞭に刷込むこと。
- (4) 手書きは判読でき難い場合があるのでさけること。
- (5) 文字の色は黒色が好ましいが、地色とはっきり区別できるものであること。
- (6) 塗料は耐水性で、にじみ、かすれなどを生じないものを用いること。

3. 新しい荷印の記載例



本協会の事業は、日本自転車振興会、財団法人日本船舶振興会および財団法人日本海運振興会からの資金援助ならびに賛助会員からの賛助会費によって行われています。

~~~~~  
この小冊子は財団法人日本海運振興会からの補助を受けて製作したものです。

#### 新しい荷印—荷印の標準化、簡易化のために 77-24

昭和53年3月31日

発行所 (財) 日本貿易関係手続簡易化協会  
東京都港区芝大門2-10-1  
(第一大門ビル)  
電話 (03) 437-6135